

所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年三月三十日

提 出 者

末松	義規	大串	博志	伴野	豊
稲富	修二	山岡	達丸	落合	貴之
野間	健	櫻井	周	道下	大樹
藤岡	隆雄				

賛成者

吉田はるみ	山崎誠	松木けんこう	野田佳彦	徳永久志	下条みつ	近藤昭一	玄葉光一郎	奥野総一郎	小沢一郎	泉健太	青柳陽一郎
米山隆一	山田勝彦	松原仁	馬場雄基	中川正春	白石洋一	佐藤公治	源馬謙太郎	金子恵美	大河原まさこ	梅谷守	青山大人
笠浩史	山井和則	緑川貴士	福田昭夫	中島克仁	末次精一	坂本祐之輔	小宮山泰子	鎌田さゆり	大島敦	江田憲司	荒井優
早稲田ゆき	柚木道義	森田俊和	太栄志	中谷一馬	鈴木庸介	重徳和彦	小山展弘	神谷裕	大西健介	枝野幸男	新垣邦男
渡辺周	湯原俊二	森山浩行	本庄知史	中村喜四郎	田嶋要	階猛	後藤祐一	菅直人	逢坂誠二	おおつき紅葉	井坂信彦
渡辺創	吉川元	谷田川元	馬淵澄夫	長妻昭	堤かなめ	篠原豪	神津たけし	城井崇	岡田克也	小川淳也	伊藤俊輔
	吉田統彦	山岸一生	牧義夫	西村智奈美	寺田学	篠原孝	近藤和也	菊田真紀子	岡本あき子	小熊慎司	石川香織

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の一部を改正する法律案」（通称「インボイス制度廃止法案」）について

問1 消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の概要。

- 1 令和5（2023）年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書等をいいます。
- 2 インボイス制度の下では、インボイス発行事業者は、取引の相手方（買手）の求めに応じて、インボイスを交付しなければなりません。インボイスを交付することができるのは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者に限られ、免税事業者は登録を受けることができません。
- 3 また、インボイスの保存等が仕入税額控除の要件となり、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません（注）。

（注）免税事業者等からの仕入れについて、令和5年10月から3年間は80%、令和8年10月から3年間は50%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

問2 インボイス制度を廃止する理由。

- 1 インボイス制度の下では、インボイスの発行・保存などによる事務手続の増加や業務の複雑化が避けられず、とりわけ中小・零細事業者にとっては大きな負担になるといった問題が指摘されています。
- 2 また、インボイスの保存等が仕入税額控除の要件となる一方で、免税事業者はインボイスの発行ができないことから、免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。
- 3 こうした理由から、「インボイス制度廃止法案」においては、インボイス制度に関する規定を削除することとしています。
- 4 日本商工会議所の調査（昨年11月公表）によれば、課税事業者の2割超が、インボイス制度導入後「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」「経過措置の間は取引を行う」と回答し、免税事業者との取引を見直す意向を示しています。
- 5 免税事業者の中には収入が不安定な一人親方やデザイナー、ライター、少額の収入しかないシルバー人材センターの会員など、個人事業者やフリーランスが多く含まれます。立場の弱い免税事業者が、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念もあります。
- 6 このままインボイス制度の導入を進めることは、コロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた中小・零細事業者や個人事業者、フリーランスをさらに困難な状況に追い込み、ひいては様々な業界や日本経済に悪影響を及ぼすことになりかねません。

問3 インボイス制度を廃止した場合の問題点。

- 1 政府は、インボイス制度について、複数税率の下で適正な課税を行うために必要なものであるとしています。
- 2 現行の「区分記載請求書等保存方式」(注)は、インボイス制度導入までの経過措置とされていますが、現行制度は十分に機能しており、新たにインボイス制度を導入しなくとも、適正な課税は確保されると考えます。
- 3 こうした考えは、多くの中小・零細事業者や専門家の意見・要望等の中でも表明されており、インボイス制度を廃止しても、大きな問題は生じないと考えます。
- 4 このままインボイス制度が導入された場合には、コロナ禍や物価高騰下で厳しい状況に置かれた中小・零細事業者等に大きな負担を課すことになると同時に、インボイスの発行ができない免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

(注) 令和元(2019)年10月から、消費税の税率が標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率となったことに伴い、事業者が消費税の申告等を行うためには、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行う必要があります。

また、複数税率の下で仕入税額控除を適用するためには、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となっています(区分記載請求書等保存方式)。

問4 インボイス制度を廃止した場合の減収見込額。

- 1 「インボイス制度廃止法案」の施行による減収額は、平年度1,934億円と見込まれます。この減収見込額は、予算の歳入の減少を伴うものとして、消費税（国税）の減収を見込んだものです。
- 2 また、本法案の施行により、地方消費税の減収も見込まれますが、地方消費税の収入の減少に伴う地方公共団体の減収については、政府が、その減収を補填するために必要な措置を講ずるものとするを法案に明記しています。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の一部を改正する法律案の施行による経費（減収額）について

1 経費（減収額）

本法律案の施行による減収額は、平年度 1,934 億円と見込まれる。

なお、同減収額は、予算の歳入の減少を伴うものとして、国税分を見込んだものである。

2 減収額の試算の考え方

- ・ 本法律案の施行により、令和 5 年 10 月 1 日導入予定の消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されないこととなる。
- ・ 衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁において、インボイス制度の導入により 2,480 億円程度の財源確保（消費税及び地方消費税の増収）が見込まれるとされている。

なお、この増収見込額については、免税事業者のうち 161 万者程度が課税事業者に転換し、一事業者当たり 15 万 4 千円の税負担が生じるとの試算に基づくものとされている。

当該財務省試算の詳細は、次頁【参考①】のとおりとなっている。
- ・ 消費税及び地方消費税の標準税率は 10%となっており、その内訳は、消費税率が 7.8%、地方消費税率が 2.2%となっている。
- ・ このため、本法律案の施行による減収額の試算に当たっては、現行のインボイス制度の導入による増収見込額（財務省試算）から消費税（国税）分のみを機械的に試算することとし、2,480 億円に 100 分の 78 を乗じて算出した 1,934 億円を減収見込額とした。

【参考①】インボイス制度の導入による消費税及び地方消費税の増収見込額の財務省試算の詳細¹

1. 課税事業者の増加見込数

(1) 試算に用いた数値

- ・免税事業者数：約 488 万者²
- ・うち、農協等に出荷する農林水産業、非課税売上げが主たる事業の事業者を除いた免税事業者：約 372 万者
- ・B to B 取引の割合：4 割程度

(2) 課税事業者の増加見込数の試算

$$\text{約 372 万者} \times \text{4 割程度} = \boxed{\text{約 161 万者}}$$

2. 一事業者当たりの税負担額

(1) 試算に用いた数値

- ・免税事業者の課税売上高の平均額：550 万円程度³
- ・付加価値率：28%程度⁴
- ・標準税率（地方消費税含む）：10%

(2) 一事業者当たりの税負担額の試算

$$\text{550 万円程度} \times \text{28\%程度} = \text{約 154 万円 (付加価値額)}$$

$$\text{約 154 万円} \times \text{10\%} = \boxed{\text{約 15 万 4 千円}}$$

3. 消費税及び地方消費税の増収見込額の試算

- ・課税事業者の増加見込数：約 161 万者
- ・一事業者当たりの税負担額の試算：約 15 万 4 千円

$$\text{約 161 万者} \times \text{約 15 万 4 千円} = \boxed{\text{2,480 億円程度}} \text{ (2479.4 億円)}$$

¹ 他に注記のない限り、衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁による。

² 「消費税の免税事業者数については、消費税の申告を行わないため、財務省として数を把握はしていませんけれども、総務省の平成 27 年国勢調査等をもとにして機械的に試算をいたしますと、488 万者と推計をされる」（衆議院財務金融委員会（平成 31.2.19）における政府答弁）

³ 「所得税や法人税等の申告実績をもとに、免税事業者の課税売上高の平均額 550 万円程度、それから消費税の申告実績をもとに、いわゆる付加価値率でございますが、これを約 3 割弱、28%程度と見込んで試算をしている」（衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁）

⁴ 同上。

【参考②】消費税の軽減税率制度導入に当たっての財源について

○消費税の軽減税率制度導入に当たっての財源確保策については、与党の平成 31 年度税制改正大綱において、以下のとおり示された。

平成 31 年度税制改正大綱（平成 30 年 12 月 14 日 自由民主党・公明党）（抄）

軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源の確保については、歳入面においては、平成 30 年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、歳出面においては、総合合算制度の見送りに加えて、平成 31 年度予算編成過程において、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用について検討することとする。

○上記の財源として示された項目に係る見込額については、政府の答弁⁵において、以下のとおり示されている。

○ 所要財源見込額（軽減税率制度導入による減収見込額）		1 兆 890 億円程度		
○ 財源見込額		1 兆 810 億円程度		
歳出	①「総合合算制度」見送り分	4,000 億円程度		
	②社会保障の見直しの効果の一部活用 ^(注)	1,070 億円程度		
歳入（税収）	30 年度税制改正	③個人所得課税の見直し (国分：平成 32 年度分～) (地方分：平成 33 年度分～)	900 億円程度	
	消費税	④たばこ税の見直し (平成 30.10 から段階的引上げ)	(国分) (地方分)	2,360 億円程度
		⑤インボイス導入（平成 35.10～）による課税事業者増加見込分	(国分) (地方分)	2,480 億円程度

(注) 簡素な給付措置の事務費相当額：

370 億円 + 社会保障の重点化・効率化：700 億円程度 = 1,070 億円程度

(財務省資料：平成 31 年度社会保障関係予算のポイント（平成 31 年 1 月）)

⁵ 衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁